

令和5年度障害福祉サービス及び 障害児通所支援事業所等に係る集団指導

鳥取県中部総合事務所

令和6年3月19日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
中部総合事務所講堂

- 1 あいさつ
- 2 令和5年度障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等実地指導の主な指摘事項及び指導内容について
- 3 事故報告について
（休憩）
- 4 令和6年度報酬改定について
- 5 質問回答（今年度相談事例等及び事前質問）
- 6 その他連絡事項

1 あいさつ

本日は、年度末の御多忙な中、集団指導に御参加くださりありがとうございます。また、平素より、障がい者、障がい児福祉の推進につきまして御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

コロナ渦で、3年間中止されていた実地指導が、今年度から少しずつ再開されました。

5類になったとは言え、新型コロナウイルス感染がなくなった訳ではなく、施設内感染拡大防止等皆さま細心の注意を払いながら業務に当たられていることと拝察いたします。

また令和6年度は、報酬改定が予定されており、本日も参加の皆様最大の関心事ではないかと思っております。ご不安な点や、疑問に思っておられる点について、国からの通知等で公表され次第、順次お答えしてまいります。今しばらくお時間をいただきますようよろしくお願いいたします。

2 令和5年度障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所等実地指導の主な指摘事項及び指導内容について

○虐待防止責任者に関して運営規定及び重要事項説明書に適切に記載してください。
(障害児通所支援事業所)

根拠法令等 = 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成二十四年厚生労働省令第十五号) 第71条 (準用第37条)

(運営規程)

第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程 (第四十三条第一項において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

一～十 (略)

十一 虐待の防止のための措置に関する事項
(後略)

根拠法令等 = 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第三 児童発達支援

(26) 運営規程（基準第 37 条）

基準第 37 条は、指定児童発達支援の事業の適正な運営及び障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、同条第 1 号から第 12 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定児童発達支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

①～⑦（略）

⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項（第 11 号）

「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）において、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

ア 虐待防止に関する責任者の設置

根拠法令等＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第 7 1 条（準用第 1 2 条第 1 項）

（内容及び手続の説明及び同意）

第十二条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

○身体拘束適正化委員会及び虐待防止委員会の記録を残してください。
(障害児通所支援事業所)

根拠法令 = 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成二十四年厚生労働省令第十五号) 第71条(準用第44条第3項第1号)

(身体拘束等の禁止)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的_に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

根拠法令等 = 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成 24 年 3 月 30 日障発0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第三 児童発達支援

(34) 身体拘束等の禁止 (基準第 44 条)

① (略)

② 同条第 3 項第 1 号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)は、(略)

身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。

(略)

オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

根拠法令 = 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成二十四年厚生労働省令第十五号) 第 7 1 条 (準用第 4 5 条第 2 項第 1 号)

(虐待等の禁止)

第四十五条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号) 第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的_に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

根拠法令等 = 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第三 児童発達支援

(35) 虐待等の禁止（基準第 45 条）

基準第 45 条は、指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し虐待等の行為を禁止したものである。

① 同条第 2 項第 1 号の虐待防止委員会の役割は、

（略）

委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。

○利用定員を超過する場合は、個別にやむを得ない事情を記録に残してください。
定員超過減算までには至らなくても、恒常的に定員超過している状況があります。
(障害児通所支援事業所)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.4 (令和3年5月7日)

6. 障害児支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

(定員超過④)

問28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

○「虐待防止対応規程」や「行動制限最小化指針」などに身体拘束に関する基本的な考え方は明記されていることから、未整備とまでは言えないが、それだけでは不十分である。

解釈通知第三の3「運営に関する基準」(26)③の項目を盛り込むとともに、事業所の利用者等第三者が閲覧した際も、明らかに事業所の「身体拘束等適正化の指針」であると、わかるよう速やかに改善してください。

(障害福祉サービス事業所)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第三の3「運営に関する基準」(26)③

③ 同条同項第2号の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則別表6 サービスの提供の中欄23の(2)
- 23 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

○身体拘束等適正化のための研修は実施しているものの、より適切な内容に改善してください。内容が、身体拘束等適正化に関するものと言えなくはない内容ですが、「身体拘束等適正化のための研修」として実施してください。
(障害福祉サービス事業所)

- 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則別表6 サービスの提供の中欄23(3)
- 23 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

○虐待防止に係る研修及び身体拘束等適正化に係る研修の実施内容については適切に記録を残してください。研修は実施されているものの、記録が不十分です。実施日時、参加者、復命書を全員が確認したサイン等を残してください。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則別表 6 サービスの提供の中欄23(3)
23 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。
(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

○欠席時対応加算（Ⅰ）に該当する日にちを確認し、支援を行った記録を残してください。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

第3 放課後等デイサービス

5 欠席時対応加算

イ 欠席時対応加算(Ⅰ) 94単位

ロ 欠席時対応加算(Ⅱ) 94単位

注

1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。ただし、1の注3に規定する就学児について、1のイからホまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

2.障害児通所給付費等

(1)児童発達支援給付金

⑪ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。（一）加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。（二）「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

○事故報告書を作成された後の原因究明や、対応策が有効であったか検証された記録を残してください。
(事故再発防止に有効であったかどうかを確認するため。)

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例別表第1の1「事故等への対応」欄2

2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。

ポイント！

事故報告書を書く目的は主に以下の3つ

- 1 事故の内容を職員全体で共有するため
- 2 事故を分析し再発防止に努めるため
- 3 事業所や職員一人一人を守るため

事故の内容や原因は、利用者の家族にも報告し、理解してもらう必要があります。事故の原因を、利用者側のみに見つけても、職員の行動改善にはつながりません。事故が原因で訴訟へと発展した場合には、トラブルを回避する情報開示の役割も持つため、事実だけを書き、推測や理想論、感想などは書かないようにしてください。

○身体拘束等の廃止、適正化のための取組について
研修を実施されているので参加者、日付も残してください。
身体接触を伴う支援をされた際に保護者連絡もされているので、その記録を残してください。
(障害児通所支援事業所)

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例別表第1の3「サービスの提供」欄4

4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

○保育所等訪問支援給付費の減算の確認を行ってください。
※同一日に同一場所で複数の障害児に提供した場合
(保育所等訪問支援事業所)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費(1日につき) 1,035単位

注

1 指定保育所等訪問支援事業所(指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下同じ。)において、指定保育所等訪問支援(指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

1の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画(同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(2) 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

○個別支援計画に保護者のサインはあるが承諾日が記入されていないものがある。
承諾日が遅れた場合も日付を記入し承諾が遅れた理由を記載すること。

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例別表第1の1「障害児支援計画」欄4

4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。

3 事故報告について

事故が起こった際に、落ち着いて行動できるように、事業所には、事故発生時対応マニュアルを整備し、日ごろから「いざ！」という時に速やかに行動できるように取り組んでください。おおむね、緊急対応が終わった後、当日、遅くても翌日には、どの事業所からも電話やメールで第一報をもらっています。

また第一報の事故報告では、一刻も早く提出するために内容が必ずしも正確ではないことがありますが、第二報以降では、時系列に沿って誰に何が起こって、どのように対応したかを記載してください。

報告者が、事故対応者から詳細を聞き取って第一報を入れられる際にも、なるべく憶測とならないように、事実のみを報告してください。その際に基本的な事項は把握しておいてください。「他の介助で忙しかった」「利用者が～していることに気付かなかった」などの主観的内容は記載せず、その時の状況がどうであったかを客観的に書いてください。

意思疎通が難しい場合や、推測でしか書けない場合は「～と思われた。」などと記載してください。

改善策として、「より注意深く見守る」「今まで以上に、引継ぎを丁寧に行う」など、どのように改善されたかが分かりにくい表現ではなく、目に見える形での改善をお願いします。

また、改善方法が有効であったかどうか、数カ月試して有効かどうかを実証されている事業所があり、有効な方法と感じました。

参考になさってください。

休 憩

4 令和6年度報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方

○昨年末の令和6年度予算の編成過程において、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた。

○また、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととし、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされた。今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされた。

○これを踏まえ、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要がある。このため、以下の基本的な考え方にに基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

（１）障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

①障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

○障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。

○障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進する。

○特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図る。

②医療と福祉の連携の推進

○診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。

○医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実や重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実を図る。

③精神障害者の地域生活の包括的な支援

○精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

(2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

①障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

○児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る。

○適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。

○医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める。

○養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る。

○保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。

○障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害の育ちと暮らしを支える。

② 障害者の多様なニーズに応じた就労促進

○ 障害者の一般就労への移行や就労支援 施策は着実に進展している中で、さらに障害者の就労を支援するため、事業の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。収支や工賃の改善を図る。

○ 本人の就労ニーズや能力・適性ととも、就労に必要な支援や配慮を整理本人の就労ニーズや能力・適性ととも、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスであり、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。る就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。

(3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

○ サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。

○ 障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。

○ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上を図る。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和6年4月1日施行（就労選択支援に関する改定事項については、令和7年10月1日施行）とする。ただし、今般新たに追加措置する福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和6年6月1日施行とする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

別添資料1のとおり

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

別添資料2のとおり

出典

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

いただいた御質問の中から、当所では判断がつきかねるものについては、厚生労働省への質問とし今後のQ & Aの作成等へ活用されます。（個々に回答されるものではありません。）

また、今後改正内容の詳細が判明次第、回答可能なものについては順次当所から回答していきます。

5 質問回答（今年度相談事例等及び事前質問）

（今年度相談事例）

- サービス管理責任者について
 - ・研修制度の変更について
 - ・やむを得ない事由の措置の取扱いは
- 別添「サービス管理責任者等研修制度のポイント」参照

（事前質問）

○当施設では、生活介護を単位1（入所1階、通所）単位2（入所2階）と分けて支援を行っているが、単位1と単位2で生活介護の営業時間が異なってもよいか。

○書類の電子化について。
直筆のサインや判子を押してもらった書類もスキャンして電子化してよいか。また、電子化した元の紙の書類は破棄してもよいかどうか。

○5領域の支援計画の記載は、支援計画フォームに5領域ごとに項目を立てて記載しないとイケないのか。
(報酬改定関連質問)

○個別サポート加算について、要対協対象児童を支援するにあたり、現状では受給者証（保護者了解が必要）への記載がないと加算対象にならないのが現状。
そもそも要対協の開催自体保護者秘匿で扱われるもの。
そのような状況を考えると他利用者とは支援のレベルがかなり違うといえる。
受け入れる側としては、かなりの負担となっていることを考えると、市町村が要対協対象児童を把握して事業所からの申請を通る仕組みがないと加算項目はあるが、実質加算が支払われないことから、要対協児童の受け入れ事業所がなくなってしまうと思うが。

○A型の体験について

A型の体験が出来ないため、雇用のマッチングがとても難しいです。
相談員やハローワーク紹介での情報があいまいなことが多く、雇用後に困ることがしばしばあります。

そのため利用料の可否関係なくA型の希望します。

○児童発達支援センターとなるための要件（体制等）

地域の事業所のスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョンの中核機能、地域の発達支援に関する相談機能…を持ち合わせることを要されているが、これは、保育所等訪問・障害児相談支援の事業所としての届出も必要ということでしょうか？

（報酬改定関連質問）

○生活介護の定員で、5人以下の重度心身障害の定義を知りたい。

（報酬改定関連質問）

○実地指導の事前通達はどのくらい前に来ますでしょうか？

（回答）1か月前には実施通知を送らせていただきます。

今年度の実地指導は終了しましたので、来年度よろしく申し上げます。

○賃月額算定方法の見直しについて

基本報酬算定の平均工賃月額は『前年度における工賃支払総額を算出』とあります。

当事業所では年度末賞与を当年度5月中旬に支給（前年度決算見込確定後）しておりますが、この場合介護給付費等に算定に係る体制等状況一覧表は、いつ頃提出すれば良いでしょうか。

（報酬改定関連質問）

○介護給付費等に算定に係る体制等状況一覧表について
前記、体制等状況一覧表は、いつ頃様式提示があるのでしょうか。
(報酬改定関連質問)

○目標工賃達成加算【新設】について
厚労省の報酬改定概要では、「都道府県にて作成される工賃向上計画に基づき、自らも計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する」とあります。
鳥取県は、現在「鳥取県工賃3倍計画」を謳われておりますが、現状からは目標達成が厳しい状況にあり、多くの事業所は当該加算取得が困難と考えます。
当3倍計画は見直しの予定があるのでしょうか。
(報酬改定関連質問)

○緊急時受入加算【新設】について
厚労省の報酬改定概要では、「地域生活支援拠点等に位置付けられ・連携調整に従事する者を配置・際に、夜間に支援を行った場合に加算する。とあります。就労継続B型も対象事業所ですが、夜間の支援はどのようなイメージでしょうか。
(報酬改定関連質問)

○業務継続計画未策定減算【新設】について

厚労省の報酬改定概要では、「事業継続計画の策定」以外に「計画に従い必要な措置を講ずること」とありますが、「必要な措置」とは具体的にはどのような内容でしょうか。

(報酬改定関連質問)

○2事業所の管理者を兼務する場合、どちらか一方の事業所で生活支援員等の職を兼務することは可能か。

○新たな平均工賃の算定方法は、何年度分から適用か。(就労継続支援B型)

(報酬改定関連質問)

○行事や作業以外の活動で工賃が発生しない日もある。そういった日も、開所日・利用人数もカウントするのか。(就労継続支援B型)

(報酬改定関連質問)

○放課後等デイサービスの基本単価が利用時間によって変わるということですが、学校の終わる時間は日によって違いがあり、サービス利用時間が異なります。

その日ごとに区分を1や2で変更することになるのでしょうか？

(報酬改定関連質問)

○平日は1時間半～3時間が区分2となりますが、例えば高学年になると学校終わりが16時となり、19時まで利用した場合、延長支援加算は取れないということでしょうか？

(放課後等デイサービス)

(報酬改定関連質問)

○(放課後等デイサービスの)運営規程のサービス提供時間は変更する必要があるのでしょうか？

(報酬改定関連質問)

○加算等の届出について、前回令和3年度報酬改定時には、制度改正の影響により届出が間に合わなかった場合の特例があったが、今回は？

(報酬改定関連質問)

※報酬改定関連質問については、厚生労働省通知等で、改定内容が確定後回答させていただきますので、しばらくお待ちください。

6 その他連絡事項

○新規指定及び定員増等の事前相談について

開始予定時期の少なくとも2か月前には御相談ください。

思いつかれた時点で、とにかく御連絡いただければ、一緒に考えさせていただきます。

お問合せ先

中部総合事務所県民福祉局共生社会推進課施設指導担当

電話 0858-23-3120

E-mail chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp (中部総合事務所県民福祉局)

閉 会